

【実施要領】

健康交流館ゆーぷる吹上の食堂部門活用に関する サウンディング型市場調査実施要領

1 調査名称

健康交流館ゆーぷる吹上の食堂部門活用に関するサウンディング型市場調査

2 調査目的

健康交流館ゆーぷる吹上は、温泉・プール・食事などの「市民の健康増進と福祉の向上」と、スポーツ合宿を中心とした宿泊機能による「都市との交流推進」の2つの面を併せ持つ施設として、平成10年4月に開館しました。

本施設は開館以降25年以上にわたり、地域住民の健康増進の拠点施設となってきました。また、吹上浜公園を中心としたスポーツ合宿の需要を支える施設としても各団体から高い評価を得てきました。

しかしながら、経営上は、管理運営費用を利用料金収入で賄えず、長い間赤字（一般会計からの繰出金で補填）が続いている状況です。経営改善のため、令和5年度からは近隣の類似機能を有する吹上砂丘荘と機能を一部統合し、食堂についても機能を縮小して週4日で時間を限定して営業しているところです。

一方で、吹上砂丘荘は令和7年2月末で営業終了することが決定したことから、地域住民からは宴会・食事のできる場所の要望の声が上がっています。加えて、旧吹上浜キャンプ村跡地には松林をいかしたアクティビティ施設が令和7年4月の供用を目指しての整備が予定されており、ゆーぷる吹上周辺エリアの交流人口の増加が想定されます。

そこで、吹上浜公園周辺エリアの魅力向上のため、ゆーぷる吹上の食堂部門への民間事業者等による参入可能性について、対話形式で広く提案を受け付ける「サウンディング型市場調査」を実施します。

3 調査対象

健康交流館ゆーぷる吹上（詳細は別紙1のとおり）のうち、食堂部門及びロビー

【実施要領】

4 調査方法

別紙2「ゆーぷる吹上食堂部門テナント等導入について」を参照し、自らが事業の実施主体となることを前提とした具体的な御提案をお願いします。

(1) 対象者

本調査に参加できる者は、提案事業の実施主体となる意向を有するとともに、企画・設計・資金調達・管理運営等を行う能力を有する法人又は法人・個人のグループとします。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、調査（個別対話）の対象者として認めないこととします。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続き中の者

イ 法人等の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者、又は現に禁錮以上の刑に処せられている者がいる場合

ウ 法人等の役員又は経営に事実上参加している者に、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号」に規定する暴力団の関係者又は暴力団の関係者と密接な関係を有する者がいる場合

(2) 日程

- ・ 申込受付：令和6年7月3日（水）から令和6年9月2日（月）
- ・ ヒアリング：申込受付後に日程調整を行います。

(3) 時間

30分から1時間程度

(4) 場所

日置市役所吹上支所会議室（予定）

※状況に応じてWEB会議方式とする場合もあります。

(5) 申込方法

当該調査に参加を希望する場合は、別紙参加申込書に必要事項を記入し、上記申込受付開始日以降に下記問合せ先へ電子メールにて送信してください。

(6) 日程調整

日程調整の後、送信された電子メールアドレス宛てに連絡します。

(7) 提案書

【実施要領】

提案説明のための資料提出は求めませんが、必要に応じて提出いただいても構いません。

(8) 費用負担

当該調査への参加に要する交通費、資料作成費、通信費等費用の全ては申込者の負担とし、日置市からの支援はありません。

(9) 現地見学

希望する場合は個別に実施しますので、その旨ご連絡ください。

(10) 留意事項

調査内容は、調査時点での想定のものとし、何ら約束するものではないことを御理解ください。調査結果をもとに事業化の可能性について検討を行い、公募条件等を調整することとします。

事業化する場合には、改めて、公募により事業者を選定するものとします。

また、提案内容によっては日置市議会の同意が必要となり、市議会の議決が得られない場合は事業化できません。

(11) 結果公表

調査結果として、申込件数や提案の概要等を日置市ホームページにて公表を予定しています。

公表内容については、事前に申込者との間で協議をさせていただき、当該調査の申込者の名称は非公表とします。

5 問合せ先

〒899-3301 日置市吹上町中原2847番地

日置市役所総務企画部商工観光課観光施設係

電話：099-296-2118

電子メールアドレス：kankosisetsu@city.hioki.lg.jp